

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2026年4月 第1回訂正分)

犬猫生活株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年4月7日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2026年3月23日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集330,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し371,500株(引受人の買取引受による売出し280,000株・オーバーアロットメントによる売出し91,500株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、2026年4月6日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

3. 上記とは別に、2026年3月23日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式91,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2 【募集の方法】

2026年4月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2026年4月6日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(2,371.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「838,695,000」を「782,595,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「838,695,000」を「782,595,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「453,882,000」を「438,702,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「453,882,000」を「438,702,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(2,790円～2,990円)の平均価格(2,890円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は953,700,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「2,371.50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,790円以上2,990円以下の範囲とし、発行価格は、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年4月15日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(2,371.50円)及び2026年4月15日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(2,371.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「株式会社SBI証券293,400、岩井コスモ証券株式会社6,100、岡三証券株式会社6,100、極東証券株式会社6,100、東海東京証券株式会社6,100、松井証券株式会社6,100、マネックス証券株式会社6,100」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(2026年4月15日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「907,764,000」を「877,404,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「896,764,000」を「866,404,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,790円~2,990円)の平均価格(2,890円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額866,404千円に「1 新規発行株式」の(注) 3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限243,280千円を合わせた、手取概算額合計上限1,109,684千円については、下記のとおり充当する予定であります。

・ 広告宣伝費

当社の主たる事業であるペットフードの販売は、高い継続率に支えられたサブスクリプション型モデルを基盤としており、中長期的な収益の柱となる定期会員数を着実に積み上げ、事業規模の拡大を行うには、継続的な新規顧客獲得への投資が不可欠であります。

そのため、ブランド認知度の向上及び新規顧客獲得を目的とし、広告宣伝活動として1,109,684千円(2027年4月期：550,000千円、2028年4月期：559,684千円)を充当する予定であります。具体的には、ターゲット層に合わせたオンライン広告を予定しており、これによって、サブスクリプションモデルの特性を活かした定期会員数を積み上げ、中長期にわたる安定的な売上高の成長を見込んでおります。当社の主要製品は高い継続率を維持しており、獲得した新規顧客が長期間にわたって収益に寄与する構造となっていることから、投下した広告宣伝費に対するLTVの最大化を通じて、将来的な営業キャッシュフローの確実な創出に直結いたします。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「837,200,000」を「809,200,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「837,200,000」を「809,200,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(2,790円~2,990円)の平均価格(2,890円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「273,585,000」を「264,435,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「273,585,000」を「264,435,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(2,790円~2,990円)の平均価格(2,890円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である佐藤淳(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年3月23日 及び2026年4月6日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式91,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 91,500株
募集株式の払込金額	1株につき2,371.50円
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	2026年5月26日(火)
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都新宿区新宿三丁目4番1号
	株式会社みずほ銀行 新宿中央支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2026年5月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。